〔翻訳〕

トマス・ホッブズ著『政体論』抄訳

―― 第2部第6・7章 ―― （1）

伊藤　宏之・渡部　秀和

「訳者の前書き」

1.　この翻訳の底本は，次のとおりである。

DE CORPORE POLITICO: or the EREMENTS OF LAW, MORAL AND POLITIC, with discourses upon several heads: as OF THE LAW OF NATURE; OF OASTH AND COVENANTS; OF SEVERAL KINDS OF GOVERNMENT; with THE CHANGES AND REVOLUTIONS OF THEM. In *THE ENGLISH WORKS OF THOMAS HOBBES OF MALMESBURY*; NOW FIRST COLLECTED AND EDITED by SIR WILLIAM MOLESWORTH, BART. VOL. IV. Second Reprint 1966, SCIENTIA VERLAG AALEN, Germany

2.　第7章，抄訳する理由，訳注および解説はすべて，紙数の都合で次号に（2）として掲載する。

第2部第6章

1. 全能の神に対する我々の絶対的服従から生ずる，人間に対する絶対的服従に関する困難性の提示。2. この困難性は，聖書を解釈することが国家共同体の主権的権威者に依拠することを否定するキリスト教徒達の中にのみ存在するということ。3. 人間の法は，人びとの良心を統治するために作られるのではなく，彼らの言葉と行為を統治するために作られる。4. 全ての物事において，キリスト教徒が彼らの主権者に対して負うべき服従を証明する聖書の箇所。5. 信仰の基本的な要点とそこからの派生物との区別の提示。6. 基本的信仰の要点の説明。7. それらの基本的な要点を信ずることは，信仰としての救済を求めることに全てつながる。8. 基本的ではないその他の要点は，信仰の事柄としての救済に必須のものではない。ある人の救済への信仰の方法は，他の人についても同様である。9. 信仰の要点ではないその他の派生物がキリスト教徒にとっては必須である。10. 信仰と正義とはどのようにして救済に共働するか。11. キリスト教的国家共同体においては，神と人とへの服従が両立する。12. どのようなことであれ，良心に反することは罪であるというこの信条の解釈。13. 全ての人は，ある人間的権威に論争を委託する必然性を認めるということ。14. キリスト教を信じていない者の下におけるキリスト教徒は，それが救済に必須である信仰にとって重要である物事については，抵抗によらないで，その人の命令に従わない不正義を免除される。

1.　全能の神に対する我々の絶対的服従から生ずる，人間に対する絶対的服従に関する困難性の提示。

どのような国家共同体であれ，全ての国家共同体には平和と統治が必然的に要求されるということ，そしてそこには一人の人間もしくは人々の合議体に，主権的権力という名辞の何らかの権力が存在すべきであり，その国家共同体の成員がそれに従わないことは合法的でないことをこれまでに述べてきた。さてそこにはひとつの困難性が生ずる。それは，もしその困難性が除去されなければ，上記のように要求する絶対的主権者の命令の下に自分を置く者を合法的ではないとするものである。その困難性とは，次のようなものである。我々は我々の中に我々の行為の規則のための神の世界

を持つ。さてここにおいてもし我々がまた，人間の命令によって行為を行うよう義務づけそれにもまた従うようにすると，神の命令と人間の命令が異なった時には，我々は人間よりも神に従うべきであり，帰結として，一人の人間への全員の服従という信約が合法的ではないとなってしまう，ということである。

2. この困難性は，聖書を解釈することが国家共同体の主権的権威者に依拠することを否定するキリスト教徒達の中にのみ存在するということ。

この難問は，この世界においてずっと昔から存在していたのではない。ユダヤ人の間では，そのようなディレンマはなかった。というのは，彼らの世俗の法と神の法とは一つであり，それはモーセの法だったからである。すなわちその解釈者は，その権力が王の権力に従属する祭司だったからである。そしてそれはモーセの権力に対するアロンの権力のようなものであった。それはまた，ギリシャア人，ローマ人そしてその他の異邦人の間でも見受けられたことは議論の余地がない。というのは，それらの諸民族の間では，彼らのいくつかの世俗の法が，それによって正義と道徳ばかりではなく宗教も規定される規則だったからであり，そして神に対する外的な崇拝が決められ，示されたからである。そこにおいて神を真に崇拝することは，「法に従いながら *κατα τα νομιμα*」ということであった。そしてまたローマ司教の現世的な支配の下に留まるキリスト教徒達も，この問題から自由であった。というのは，彼らは，彼らの主権者であるローマ司教に，司教が自分自身の判断で正しいと思うように，神の法である聖書の解釈を許したからである。したがって，この難問は，聖書の意味を，彼ら自身の個人的な解釈によって，もしくは公的な権威とは呼べない者の解釈によって得るキリスト教徒の間に残り，彼らを悩ますことになった。彼らは，良心の自由を要求し，彼ら自身の解釈に固執する。国家共同体の主権者によって定められたものではない者達の解釈に従う人々は，世俗の権力を超えて，もしくは少なくともそれに依拠しない権力を宗教の事柄において要求するのである。

3. 人間の法は，人びとの良心を統治するために作られるのではなく，彼らの言葉と行為を統治するために作られる。

聖書における神の世界を自分自身で解釈する者達の間において，人間の法に従うことに関する良心のつまずきを取り去るために，いくつかの考察を提供しよう。まず第一に，人間の法は，舌や身体のその他の部分の行為に関わる事を除けば，人間の良心を義務づける意図はないということがあげられる。そこで良心にだけ関わるように作られる法は，全く何の効力もないことになる。なぜなら，どのような人も，法を遵守したのか侵犯したのかどうかは，言葉や行為以外によっては識別不可能だからである。そしてまた使徒たち自身も，彼らの説教する信仰に関して，説得と教導の他には，人々の良心に対して支配を企てようとはしなかった。したがって，聖パウロは，コリント人達の論争に関して，彼と残りの使徒達は信仰を支配するつもりはなく，彼らの喜びために協力すると語った（コリント人への手紙 II, 1-24)。

4. 全ての物事において，キリスト教徒が彼らの主権者に対して負うべき服従を証明する聖書の箇所。

そして彼らの良心から生じた行為について，それを規制することが平和のための唯一の手段である場合に，もし彼らがその正義を甘受し得ないというのであれば，「正義と平和はお互いに求め合う」と我々に教えるその宗教において，神に対する正義と人々の間の平和が両立することは不可能となる。そして我々は，マタイによる福音書 23-2. 3 に「律法学者やファリサイ派の人々は，モーゼの座についている。だから彼らが言うことは，全て行い，また守りなさい」とあるように，人間の権威に対する絶対的服従についての多くの戒律を持っている。そしてその上，律法学者やファリサ

イ派の人々は，祭司ではなく，世俗的権威を持つ人々だった。また，ルカによる福音書 11-17 においては次のように語られている。「内輪で争えば，どんな国も荒れ果て，家は重なり合って倒れてしまう」。ここで内輪もめをしているというのは，国ではなく，一人ひとりの行為が私的な意見，もしくは良心によって支配され，その上でその行為が攻撃の機会や平和への侵犯を与えることではないのだろうか。また，ローマ信徒への手紙 13-5 にはこうある。「だから，怒りを逃れるためだけでなく，良心のためにも，これに従うべきです」。また，テトスへの手紙 3-5 にはこうある。「人々に，次のことを思い出させなさい。支配者や権威者に服し，これに従うこと」。また，ペトロの手紙 I, 2-13.14 にはこうある。「主のために，全ての人間が立てた制度に従いなさい。それが，統治者としての皇帝であろうと，あるいは，悪を行う者を処罰し善を行う者をほめるために皇帝が派遣した総督であろうと，服従しなさい」。また，ユダの手紙，8 節にはこうある。「同じようにこの夢想家たちも，身を汚し，権威を認めようとはせず，栄光ある者たちをあざけるのです」。国家共同体における全ての被治者が，子どもたちや召使の性質を帯びたものであるように，彼らに命令する者は，全ての被治者達への命令である。全くのところ，聖パウロは，コロサイの信徒への手紙 3-20.22 で，次のように語っている。「子どもたち，どんなことについても両親に従いなさい。それは主に喜ばれることです」「奴隷たち，どんなことについても肉による主人に従いなさい」。同 23 節「何をするにも，人に対してではなく，主に対してするように，心から行いなさい」。この箇所をよく考えてみると，キリスト教的国家共同体におけるいかなる人も，「人よりは，神に従うことのほうがより良き事である」ということを根拠として，公的な権威に従うことを否定する理由を与えることになるとすれば，私には奇妙に思われる。というのは，聖ペテロと使徒たちが，ユダヤ人の宗教会議に対し，キリストを説教することを禁ずると返答したとしても，キリスト教徒達が，彼らにキリストを説教することを命令した彼らのキリスト教徒の統治者に反対して，宗教の事柄においてそれと同じことを引き合いに出す理由は何もないからである。神への純粋な服従と人間への純粋な服従との表面上のこの矛盾を解決するために，我々は，キリスト教徒の主権者の下にある，もしくは不信心な主権者の下にあるキリスト教徒である被治者について考察することにしよう。

5. 信仰の基本的な要点とそこからの派生物との区別の提示。

キリスト教徒である主権者の下においては，我々が彼らに従うことのどのような行為が全能の神によって禁じられ，どのような行為が禁じられていないのかを考察しよう。我々が彼らに従うことにおいて禁じられている行為は，我々の救済に必須である信仰の否定を暗に意味するような行為だけである。というのは，さもなければ，命令に背くどのような口実もあり得ないからである。というのも，もし来世における永遠の死がないのなら，自分より優越的な人の不評を買うことによって現世での死の危険を身に招く者などいないからである。したがって，我々の救世主と使徒たちが，それらを信ずることなしには人は救済されることがないと宣言したその信念である命題や箇条とはどのようなものであるのかが問われなければならない。そして，それから全てのその他の信仰の要点，それは現在論争されているものであり，諸宗派 sects，教皇派 Papists，ルター派，カルヴァン派，アルミニウス派，その他（古き時代には，聖パウロ会員 Paulists，アポロン崇拝者 Apollonianns，ケパロス崇拝者 Cephasians のようなもの）を形成したのであるが，彼の上位者への服従を否定する者には保持するする必要のないことが必然的であるその他の信仰の要点が問われるだろう。そして，救済に必須の信仰の要点を，私は「基本的なもの *fundamental*」と呼び，全てのその他のものを「派生的なもの *superstruction*」と呼ぶことにする。

6. 信仰の基本的なものの要点の説明。

全ての論争に関わりなく，人間の救済のために信仰されるべき必須の要点として,「イエスは救世主である」，すなわち「イエスはキリストである」ということ以上の要点はない。その命題には,「彼は油を塗られた者である」というように，いろいろな種類のものがあるが，趣旨は同じである。というのは，それはキリストという言葉によって意味されるからである。すなわち「彼は，イスラエルの真の合法的な王であった。ダビデの息子であり，世界の救世主であった。イスラエルの救助者であり，神の救済であった。世界に来られた彼は，神の息子であった」とあるからである。そしてまた私は以下にように記されている箇所を通して，現在のアリウス派 Arians への反論としたい。使徒言行録 3-13，ヘブライ人への手紙 5-5「神の息子」，ヨハネによる福音書 I-14. 18，ヨハネによる福音書 3-16. 18，ヨハネの手紙 1.4-9「父の独り子」，ヨハネによる福音書 1-1，ヨハネによる福音書 20-28「私の神」，コロサイの信徒への手紙 2-9「キリストの内には，満ち溢れる神性が，余すところなく見える形をとって宿っている」。「聖なる者，神の聖なる者，死からよみがえり罪を許す者」。これらが，「イエスはキリストである」ことの説明であり，一般的な箇条である。したがって，この要点とその全ての説明が基本的なものである。そして以下の引用から，そのことがまた推断される。**父なる神への信仰**，ヨハネによる福音書 12-44「わたしを信じる者は，わたしを信じるのではなく，わたしを遣わされた方を信じるのである」。ヨハネの手紙 I.2-23「御子を認めない者はだれも，御父に結ばれていません」。**精霊としての神への信仰**，それについてはイエスは次にように言われた。ヨハネによる福音書 14-26「しかし，弁護者，すなわち，父がわたしの名によってお遣わしになる精霊が」，そしてヨハネによる福音者 15-26「わたしが父のもとからあなたがたに遣わそうとしている弁護者，すなわち，父のもとから出る真理の霊が来る時，その方がわたしについて証をなさるはずである」。**聖書への信仰**，それによって，私たちが上記の要点と魂の不滅を信ずるもの。それなしには，彼が救済者であると信ずることができないもの。

7. それらの基本的な要点を信ずることは，信仰としての救済を求めることに全てつながる。

そして上記のことが救済に必須の信仰の要点であるように，それらはまた信仰の事柄として唯一のものであり，キリスト教徒としての召命として唯一本質的なものである。そしてそれは聖書の中の多くの明白な箇所に現れている。ヨハネによる福音書 5-39「あなたたちは聖書の中に永遠の命があると考えて，聖書を研究している。ところが，聖書はわたしについて証をするものだ」。さてここにおいて「聖書」というのは，旧約聖書を意味している（新約聖書はその時はまだ存在してないから)。旧約聖書において我々の救世主に関して書かれているその信仰は，永遠の命を獲得することのために十分な信仰であった。しかしながら，旧約聖書においては，キリストが救世主であること，そしてそれに基づいて基本的な信仰の要点に帰属するようなものごと以外の事柄は何も啓示されていない。したがって，上記の「基本的」な要点は，救済にとって十分な信仰である。ヨハネによる福音書 6-28. 29 にはこうある。「そこでかれらが，『神の業を行うためには，何をしたらよいでしょうか』というと，イエスは答えて言われた。『神がお遣わしになった者を信じること，それが神の業である』」。信ずべきことは次の要点である。「キリストは神から現れた。それを信ずる人は，神の御業を為す」。ヨハネによる福音書 11-26. 27 にはこうある。「『生きていてわたしを信じる者はだれも，決して死ぬことはない。このことを信じるか。』彼女は言った。『はい，主よ，あなたが世に来られるはずの神の子，メシアであるとわたしは信じております』」。続けて，「このことを信じる者は決して死ぬことはない」とある。また，ヨハネによる福音書 20-31 にはこうある。「これらのことが書かれたのは，あなたがたが，イエスは神の子メシアであると信じるためであり，また，信じてイエスの名により命を受けるためである」。以上の事柄が，

我々の救済のための信仰として要求されていることの全てである。そして，ヨハネの手紙 I.5-2 にはこうある。「イエス・キリストが肉となって来られたということを公に言い表す霊は，すべて神から出たものです」。またヨハネの手紙 I.5-1 にはこうある。「イエスがメシアであると信じる人は皆，神から生まれた者です」。そして同5節にはこうある。「だれが世に打ち勝つか。イエスが神の子であると信じる者ではありませんか」。同13節「神の名を信じているあなたがたに，これらのことを書き送るのは，永遠の命を得ていることを悟らせたいからです」。使徒言行録 8-36. 37 にはこうある。「宦官がいった。『ここに水があります。わたしがバプテスマを受けるのに，なんのさしつかえがありますか』これに対し，ピリポは，「あなたがまごころから信じるなら，受けてさしつかえはありません」と言った。すると彼は，『わたしは，イエス・キリストを神の子と信じます』と答えた」。以上のことから，上記の信仰の要点が，人々が洗礼を受けるために，すなわち，キリスト教徒となるために十分なことであったことがわかる。使徒言行録 16-29. 30. 31 にはこうある。「看守は，明かりを持って来させて牢の中に飛び込み，パウロとシラスの前に震えながらひれ伏し，二人を外へ連れ出して言った。『先生方，救われるためにはどうすべきでしょうか』二人は言った。『主イエスを信じなさい。そうすれば，あなたも家族も救われます』」。そして，五旬祭における聖ペテロの説教は，「イエスはキリストである」ということの説明以外の何物でもなかった。「人々はこれを聞いて，ペトロと他の使徒たちに，『わたしたちはどうしたらよいのですか』と尋ねた。するとペテロは彼らに言った。『悔い改めなさい。めいめい，イエス・キリストの名によって洗礼を受け，罪を許していただきなさい』」。また，ローマ人の信徒への手紙 10-9 にはこうある。「口でイエスは主であると公に言い表し，心で神がイエスを死者の中から復活させられたと信じるなら，あなたは救われるからです」。これに付け加えられるものとしては，キリストがある人の信仰を可とした箇所があり，それが新約聖書から採られたものであるなら，常に，言うまでもなく，基本的な信仰の要点あるか，もしくは同意義なものである。それは例えば，マタイによる福音書 8-8 での，百人隊長の次の信仰のようなものである。「ただ一言おっしゃってください。そうすれば，わたしの僕はいやされます」。これは，神が全能であることへの信仰である。また出血の病を持つ女性の信仰としては，マタイによる福音書 9-21 に次のような話がある。「この方の服に触れさえすれば直してもらえる」。これはキリストがメシアであったことを暗に意味している。盲人に要求された信仰としては，マタイによる福音書 9-28 次のようにある。「わたしにできると信じるか」。マタイによる福音書 15-22 にある，彼は「ダビデの息子」だった，と言うカナンの女の信仰も，暗に同じことを意味している。そして，ここで引用するのにはそれが余りに多数なので，私が省き，そしてまたキリストの問いかけに満足しない者たちとの会話も私は省いたのだが，我々の救世主が誰かに信仰を命じている箇所は，例外なく，信仰の基本的要点である。そして要求される信仰がこの他になければ，説教されることも他にない。というのは，旧約聖書の預言者はその他の説教は行わなかったからである。そして洗礼者ヨハネは，神の王国，すなわちキリストの王国は近づいた，とだけ説教したからである。同じことが，マタイによる福音書 10-7 において，十二使徒たちに言われている。「行って，『天の国は近づいた』と述べ伝えなさい」。また，使徒言行録 18-5 には，パウロがユダヤ人に説教し，ユダヤ人に対して「イエスはキリストである」と力強く証しした，とある。そして，キリスト教徒に気づいた異教徒たちは，他でもなく，キリスト教徒が信じている「イエスが王である」という言葉を叫ぶことになった。使徒言行録 17-6, 7「『世界中を騒がせてきた連中が，ここにも来ています』彼らは皇帝の勅令に背いて，『イエスという別の王がいる』と言っています」」。そしてこれが預言の全てであった。つまり人間はもとより悪霊をも信じている彼らの告白の全てであった。「ナザレのイエス，ユダヤの王」，これが彼の十字架の権

原であった。茨の冠，葦の杖，そして十字架を運ぶ人であること。これが，「ホサナ *Hosannas*」ということの意味であった。これが，他者の財産を取るように命じ,「主がご入用である」と申し出る，我々の救世主による権原であった。そしてこの権原によって，彼はそこで市場が開かれていた異端の神殿を浄化した。使徒たち自身もまた「イエスは救世主である」ということ以上のことを信じなかったし,それ以上のことを理解もしなかった。というのは，彼らは，我々の救世主が復活するまで，救世主とは現世の王に過ぎないと理解していたからである。さらにその上，この要点,「キリストは救世主である」ということは，種々様々な箇所においてその言葉，もしくは同義的な言葉によって特別に表現された。マタイによる福音書16-16でペテロは次のように告白した。「あなたはメシア，生ける神の子です」。それに対して我々の救世主は言った。(同18節)「わたしはこの岩の上にわたしの教会を建てる」。したがって，この要点はキリスト教教会の全体的な基礎である。パウロはローマ信徒への手紙15-20で次のように言っている。「このようにキリストの名がまだ知られていない所で福音を告げ知らせようと，わたしは熱心に努めてきました」。聖パウロはコリント信徒への手紙I, 3-10において，彼がコリント人をその派閥争いや奇妙な教えや疑問のために咎めた時に，「基本的」な要点と「その上に建てられるもの」とを区別して言った。「わたしは神からいただいた恵みによって,熟練した建築家のように土台を据えました。そして他の人がその上に家を建てています。ただ,おのおの，どのように建てるか注意すべきです。イエス・キリストという既に据えられている土台を無視して，誰も他の土台を据えることはできません」。またコロサイの信徒への手紙2-6, 7にはこうある。「あなたがたは主キリストを受け入れたのですから，キリストに結ばれて歩みなさい。キリストに根をおろして造り上げられ，教えられた通りの信仰をしっかり守りなさい」。

8. 基本的ではないその他の要点は，信仰の事柄としての救済に必須のものではない。そしてある人の救済への信仰の方法は，他の人についても同様である。

「イエスはキリストである」というこの箇条が唯一の基本的な，そして必須である信仰の要点であると示したので，私は二三点，説明を付け加えようと思う。それはその他の要点を示すためであるが，それらは真実の事柄であるにしても，人がそれを信じなければ救われないというような，信じることが必須の事柄ではない。まず第一に，もし人が，全ての論争における真実に心から同意がなければ救われないとしたら，その論争は今や宗教に関する扇動的遊説であるのだが，どのような人が救われて生きるのか，私には分からない。それは，いうなれば難解で奇妙な知識に満たされた偉大な神学者である人ということになる。そこからすれば，人はなぜ，マタイによる福音書11-30で，「わたしのくびきは負いやすい」と言った我々の救世主が，困難な事柄を要求していると考えるのだろうか。もしくは，主は，マタイによる福音書18-6において，「わたしを信じるこれら小さな者」と言われたのだろうか。もしくは，善き盗賊が，十字架の上で十分な問答を為したと考えられたのだろうか。もしくは，どうして聖パウロが彼の回心で直ちにあれほど完全なキリスト教徒になりえたのか。そして，自分に対して基本的な信仰の要点を明確にされた人は，それを暗に示された人より多く服従を負うのではあるが，それでもなお，ある者と別の者とに対して，救済のために要求される信仰は同じものである。というのは，ローマの信徒への手紙10-9にあるように「口でイエスは主であると公に言い表し，心で神がイエスを死者の中から復活させられたと信じるなら，あなたは救われるからです」ということが，そして「イエスはキリストであると信じる者は，だれであろうと神の下に生まれたものです」ということがもし真実ならば，その要点を信ずることは，どのような者であれ，信仰に関する限りその人にとって救済に十分なことだからである。そして「イエスはキ

リストである」ということを信じない人は，他にどのようなことを信じていたとしても救われないという観点からすれば，当然の結果として，信仰の事柄において，他者が救済を要求できないのと同じようにどの人も救済を要求することができない。

9. キリスト教徒にとって必須である信仰の要点ではないその他の派生物について。

これらの基本的な信仰の要点については，宗派が異なるにも関わらず，キリスト教徒の間にはほとんど論争はない。したがって，宗教の論争は，救済において必須ではない要点に関するものが全てである。その中の幾つかは，「基本的な」要点から，人間の推理によって生ずる教えである。例えばそれは，本当の存在の様態に関する教えであり，そこには，キリストの全能性と神性に関する信仰の個人的な信条と，それらの言葉のいくつが意味をなさず，ギリシャのソフィストの偽善的な口ぶりに過ぎない実体と偶有性，種，本質，そして場所から場所への偶有性の存在と移住に関するアリストテレスと逍遥学派の個人的信条との混合物が存在する。そしてこれらの教えは，聖パウロが「キリストに根を下ろして造り上げられる」ように切に勧告した後に，コロサイ信徒への手紙2-8において次のように明白に有罪の判決を下したものである。そして彼はさらなる警告として次のものを与えた。「人間の言い伝えに過ぎない哲学，つまり，むなしいだまし事によって人のとりこにされないように気をつけなさい」。そして，人間の自然理性によって基本的なことに関係のない聖書の場所から生ずるようなもの，すなわち，原因の連鎖，そして神の救済予定の方法など，それやこれやの教えがある。そしてそれはまた哲学との混合物である。すなわち，それはあたかも人間が，神が見，聞き，語る方法によらずとも，神が意図し，予定した方法を知ることが可能であるかのごとくなのである。したがって，人は，神の全能性の本質について，理性によってなんらかの信仰の要点を検証すべきではないし，理性によって聖書から何らかの帰結を引き出すべきではない。それは，理性によっては不可能なことなのである。したがって，聖パウロは，ローマ信徒への手紙12-3で次のような良き規則を与えた。「自分を過大に評価してはいけません。むしろ，信仰の度合いに応じて慎み深く評価すべきです」。すなわちそれらは，会得し難い事柄に関して，僭越に聖書からの彼ら自身の解釈で，理解のための原理を生じさせることがないようにとの規則である。そしてこの神の救済予定と人間の自由意志に関する論争の全ては，キリスト教徒の専売特許ではない。というのは，我々は，この主題については，「運命」と「偶然」という名辞の下に，エピクロス派とストア派との間で行われた論争における万巻の書物を持っているからであり，それゆえ，それは信仰の事柄ではなく，哲学の事柄だからである。そしてそれが，基礎的な信仰がそれと名づけられる以前においては，その他の信仰の要点に関する疑問の全てだった。そして神は，そのような疑問を保持している人も受け入れた。そしてそれが聖パウロの時代において，ユダヤ人のキリスト教徒が自由に食べない物を，異邦人のキリスト教徒が自由に食べてよいものかどうかについての論争だった。そしてユダヤ人は，食べた異邦人を非難し，聖パウロは非難した者に対して次にように言った。ローマ信徒への手紙14-3「食べない人は，食べる人を裁いてはいけません。神はこのような人も受け入れられたからです」。そして，同じ章の第6節において，そこは，聖なる日を遵守することに関する疑問についての箇所であるが，そこにおいて異邦人とユダヤ人は見解を異にしており，彼らに対してパウロは次にように言った。「特別の日を，重んじる人は，主のために重んじる。そして特別の日を重んじない人は，主のために重んじない」。そして，そのような疑問に関して論争し，諸宗派に分裂する者たちは，それゆえ信仰への熱狂者と説明され，彼らの論争は，現世的なもの以外ではあり得ないことが，聖パウロによって，コリント人への手紙3-4において確証される。「ある人が『わたしはパウロにつく』と言い，他の人が『わたしはアポロに』などと言って

いるとすれば，あなたがたは，ただの人に過ぎないのではありませんか」。というのは，それらは信仰の問題ではなく，知恵の問題であり，そこにおいては，現世的に，人々は他人より優れたものを捜し求める気にさせられるからである。というのも，「イエスはキリストである」ということの他には，信仰の基本的な要点は，真に，何もないからである。聖パウロは，次のように表明した。「なぜなら，わたしはあなたがたの間で，イエス・キリスト，それも十字架につけられたキリスト以外，何も知るまいと心に決めていたからです」。そして，テモテへの手紙 I.6-20, 21 では次のように表明した。「テモテ，あなたにゆだねられているものを守り，俗悪な無駄話と，不当にも知識と呼ばれている反対論とを避けなさい。その知識を鼻にかけ，信仰の道を踏み外してしまった者もいます」。テモテへの手紙 II.2-16 にはこうある。「俗悪な無駄話はさけなさい」。また同 17 節，18 節にはこうある。「その言葉は悪い腫れ物のように広がります。その中には，ヒメナイとフィレトがいます。彼らは，真理の道を踏み外し，復活はもう起こったと言って，ある人々の信仰を覆しています」。それによってパウロが示したことは，人間の推理によって生ずる疑問が，それは基本的な信仰の要点自体に起因するものなのではあるが，それは，キリスト教の信仰にとって必須のものではないばかりではなく，最も危険なものでさえあるということである。以上の全ての引用から，私は，「イエスはキリストである」という箇条に含まれる事柄を除けば，キリスト教の異なる諸宗派で現在行われている論争における信仰の要点も，これまで論争された何らかの要点も，救済のために必須のものではあり得ないという結論を一般的に引き出すのみである。とはいえ，服従に関しては，人間は，このことに拘束されるということはあり得るのであるが。

10.　救済に対し信仰と正義とはどのように共同して働くか。

救済を獲得するためには，既に明らかにしたように，前述した基本的な箇条への信仰の他には聖書から引き出される信仰の事柄として何も要求されることはないのであるが，にもかかわらず，服従の事柄として要求される他の事柄が存在する。というのは，現世の王国において，王が課し得る処罰を避けるために王の法に従わなければ，王の権利や権原を十分認めることにはならないように，もしまた我々が，キリスト教徒における服従の中に存在する天の王国の法であるキリストの法に従う努力をしないのなら，キリスト教徒の信仰の中に存在する我々の救世主が天国の王であるということを，十分認めることにもならないからである。そして，第1部第5章で示した通り，天の王国の法が自然法である限り，信仰ばかりではなく，自然法の遵守（それは人が，罪の欠落からではなく，正義であることを行う努力と継続的な意志をとるという意味において，正義もしくは公正と呼ばれるものであるが）もまた，つまり，信仰ばかりではなく，正義も，そしてそれはその結果から悔恨とも呼ばれるが，そして時には行いとも呼ばれるのだが，それらが救済にとって必須なものである。そのようにして，信仰と正義とは，救済に対してまさに共同して働くので，この語（正当とすること・義認 justification）の一般的に認められる幾つかの意義においては，それら双方とも至当にも，正当とすることといわれ，そしてそれらのいずれかの欠落は，至当にも，非難することと呼ばれる。というのは，王の権原への疑いから王に反抗する人ばかりではなく，自己の情念の常軌を逸したものからそれを行う人もまた，処罰を当然として受けるものだからである。そして信仰と行いとが分離する時に，行いの伴わない信仰は死んだものと呼ばれるだけでなく，信仰を伴わない行いも，死んだ行いと呼ばれる。それゆえ，聖ヤコブは，ヤコブの手紙 2-17 において次のように言った。「信仰もこれと同じです。行いが伴わないなら，信仰はそれだけでは死んだものです」。そして同 26 節で次のように言った。「魂のない肉体が死んだものであるように，行いを伴わない信仰は死んだものです」。そして聖パウロは，ヘブライ人への手紙 6-1 で，信仰の伴わない行いを「死んだ

行い」と呼び，そこで彼は言った。「死んだ行いの悔い改めの基本的な教えを学び直すようなことはせず」。そしてこれらの死んだ行いということによっては，人間の内面的な服従や正義のことと理解されるのではなく，処罰の恐怖からかもしくは虚栄心から，そして名誉への欲望から生ずる *opus operatum* かもしくは外面的な行為と理解される。すなわち，死んだ行いとは信仰から分離され，人間の義認への道を閉ざすものである。そしてその理由により，聖パウロは，ローマの信徒への手紙4において，罪人が義とされることにおいて，それが律法の正しさに基づくことを排除したのである。というのは，人間の行為への適応と罪の不在を要求するモーセの律法によって，被造物である全ての人間は，永劫の罰に対して責任あるものとされるからである。したがって，どのような人であれ，信仰以外の行いによって義とされることはない。しかしながら，もし，行いがそれらを為すための努力として受け取られれば，すなわち，もし，その意志が行為のためのもの，もしくは，外的な正しさのための内的なものと受け取られたなら，その時は，まさに行いは救済に寄与することになる。それゆえ，聖ヤコブの手紙第2章-24にあるようなことが起こったのである。「これであなたがたも分かるように，人は行いによって義とされるのであって，信仰だけによるのではありません」。そしてこれらは，聖マルコによる福音書1-15で「悔い改めて，福音を信じなさい」とあるように，救済に対して結合された。そしてルカによる福音書18.18-22には次のような話がある。「ある議員がイエスに，『善い先生，何をすれば永遠の命を受け継ぐことができるでしょう』と尋ねた時に，イエスは，『掟を守りなさい』と言った。その議員が『掟は守っています』と言った時に，イエスは次のような信仰を彼に言った。『持っているものを全て売り払い，私に従いなさい』」。そしてヨハネによる福音書3-36には次のようにある。「御子を信じる人は，永遠の命を得ているが，御子に従わない者は，命にあずかることがない」。そこで彼は明らかに服従と信仰とを結合している。そしてローマ信徒への手紙1-17には次のようにある。「正しい者は信仰によって生きる」。全ての者ではなく，「正しい者」なのである。というのは，「悪魔もまた，信じ，そしておののく」からである。しかしながら，信仰と正義（正義ということによっては，罪の不在ではなく，精神の善き意図，いうなれば行為のための意志と受け取られる神による公正さをいまだ意味している）との双方は，いずれも義とすることと呼ばれるべきなのではあるが，それでもなお，義認の行為における部分においては区別されるべきなのである。というのは，正義は，それが赦しであるために義とすることと呼ばれるのではなく，それが彼を正しい人と名づけ，彼が信仰を持つ時にはいつでも，救済の状態と能力を持つ者とするということだからである。しかしながら，信仰は，それが正しい人を赦し，彼の不正義な行いを許すという理由で，義とすること，すなわち，赦すことといわれるからである。そしてこのようにして，聖パウロと聖ヤコブからの次の引用，「信仰のみが義とする」そして「人は信仰のみによって義とされるのではない」ということが相容れることになり，どのようにして，信仰と悔恨とが救済に対し共同して働かねばならぬのかが示された。

11. キリスト教的国家共同体においては，神と人とへの服従が両立する。

考察されて来た以上の事柄から，キリスト教的国家共同体の主権的権力の下においては，人間の法に単純に従うことからの永劫の罰へのどのような危険も存在しないということが容易に明らかになるだろう。というのは，キリスト教を容認するその主権者の下においては，どのような人も，救済に十分な，すなわち，基本的な信仰の要点である信仰を，強いて放棄させられることがないからである。そしてその他の信仰の要点に関しても，それらが救済にとって必須のものではないという観点からすれば，もし我々が我々の行為をその法に順応させるのなら，我々は，我々に許されることばかりではなく，我々の救世主によって教えられ

た道徳の法でもある自然法によって我々に命ぜられることも行うことになる。そしてそれも，我々の救済に対して共同して働かねばならない服従の一部なのである。

12.　どのようなことであれ，良心に反することは罪であるというこの信条の解釈。

そして，どのようなことであれ，人が自分の良心に反して行うことは罪であるということは真実なのであるが，それでもなお上記の場合には，その服従は罪，もしくは良心に反することではない。というのは，良心とは人間の固定されたsettled判断や意見に他ならず，彼が一旦彼の判断の権利を他者に譲渡した時は，命令されるであろうその判断は，他者のものと彼のものとは同等になるからである。そして法へのそのような服従は，人はいまだ彼自身の良心に従って行うが，彼の私的な良心に従ってではない。そして，法が彼を彼の自由にさせておき，その他ではない時は，どのようなことであれ，私的な良心に反して為されたことはその時には罪となる。そして，悪しき行いであると信じているばかりではなく，悪しきことであるかそうではないのか疑っていることでさえ，もし，彼がそれを行うことを合法的に避けることができる場合は，どのようなことであれ悪しきものとしてなされる。

13.　全ての人は，ある人間的権威に論争を委託する必然性を認めるということ。

そして，人は，論争における彼の意見を，国家共同体の権威に服従させなければならないということが明らかにされたように，またそれは，さもなければそれを否定することになる彼ら一人ひとりの実践によって正式に認められなければならない。というのも，他者と意見を異にし，彼自身が正しく，他者が誤っていると考えている者が，もし，国家全体が許容している意見と自分の意見が同じものであり，他者がその意見に従わなければならないとしたら，だれが，それを理に適っていないと思うだろうか。もしくは，一人や二人ではなく，国家全体の全ての神学者が，もしくは，少なくとも彼が好む全ての神学者の合議体が，宗教の全ての論争を決定する権力を持つとしたら，それに満足しない者などいるだろうか。もしくは，彼の意見を，教皇に，もしくは最高宗教会議に，もしくは地方宗教会議に，もしくは彼自身の国の長老に服従させることに満足しない者がいるだろうか。そしてその上，全てこれらの場合，彼は彼自身を人間の権威と同じものへ服従させるのである。もしくは，聖書を解釈するある者，もしくはその他の者に服従しない人は，聖書に彼自身を服従させているといわれることはない。もしくは，もし聖書それ自体で信仰に関する論争における判断の責務が果たせるのなら，一体なぜ，設立された何らかの教会統治が存在しなければならないのだろうか。しかしながら，その真実は，人々が良心の自由ばかりではなく，彼らの行動の自由をもまた求めること，もしくは，良心の自由ばかりではなく，他者を彼らの意見へと説得するという更なる自由をもまた求めること，もしくは良心の自由ばかりではなく，全ての人々は，主権的権威が，彼ら自身が保持しているほどには，他者の意見を維持させないようにすることを望んでいること，という頻出する経験によって明白である。

14.　キリスト教を信じていない者の下におけるキリスト教徒は，救済に必須である信仰に関するものごとにおいて，抵抗によってではなく，その人の命令に従わない不正義を免除される。

したがって，キリスト教的国家共同体においては，神と人間との両者に従うことの困難性は何もない。すなわち，全ての困難性とは，以前はキリスト教を信じない者の権威に服していたが，キリスト教の信仰を受け入れることになった人が，それによって宗教の事柄における服従の義務を免除されるのか，否かという点にかかっている。その場合，服従の全ての信約は，人間の生命の保存のためにそれが行われるので，もし人が，キリスト教を信じない者の命令に従うよりもむしろ抵抗せ

ずに一命を投げ打つことで満足するのなら，その困難な状況においては，彼はその義務から十分免除されると考えるのが理に適っている。というのは，どのような信約も努力を超えて拘束はしないのであるからである。そして人が正しい義務を実行することによって現在の死が確かにされる時には，もし人がその正しい義務の実行を確かにできないのなら永劫の罰を受けると彼が心の中で信じていることの実行をするものと等しく期待することができるだろう。そして人間の法に従うことに関することから生ずる良心の咎めに大いに関係するそのようなことは，神の法を自分達自身で解釈することから来る。それらから生ずるその良心の咎めを取り除くために，主権的権威によって聖職に任命されたのではない他者に彼らの論争を服させる道が残る。そしてこれは私が次章で言及するものである。

（2006年4月10日受理）